

東京文教学院 学則

第一章 総 則

(目的)

第1条 本学は、第二言語として日本語を習得しようとする者に対して、異文化理解の精神を踏まえた日本語の教育を行う。
また、日本に進学を希望する外国人留学生に対する予備教育を行い、国際的に通用する人材を育成するために全力を尽くす。

(名称)

第2条 本学は、東京文教学院という。

(位置)

第3条 本学は東京都江東区亀戸6丁目32-7に置く。

(自己点検・評価)

第4条 本学は、その教育の一層の充実を図り、本学の目的及び国際社会に通用する人材を育成するという使命を達成するため、本学における教育活動等の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。

第二章 コース、修業期間、収容定員及び休業日

(コース、修業期間、収容定員)

第5条 本学のコース、修業期間及び収容定員は次の表のとおりとする。

第1部・第2部	コース名	修業期間	収容定員	クラス数	備考
第1部	進学コース	1年6月	14名	1クラス	10月生14名
		1年9月	17名	1クラス	7月生17名
		2年	40名	2クラス	4月生40名
	小計		71名	4クラス	
第2部	進学コース	1年6月	14名	1クラス	10月生14名
		1年9月	17名	1クラス	7月生17名
		2年	40名	2クラス	4月生40名
	小計		71名	4クラス	
計			142名	8クラス	

(始期・終期等)

第6条 本学の各コースは、4月、7月及び10月に始まり、3月に終わる。

2 前項の期間を分けて、次の学期とする。

- (1) 第1学期 4月 1日から 6月30日まで
- (2) 第2学期 7月 1日から 9月30日まで
- (3) 第3学期 10月 1日から 12月31日まで
- (4) 第4学期 1月 1日から 3月31日まで

(休業日)

第7条 本学の休業日は、次のとおりとする。

- (1) 土曜日・日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律で規定する休日
- (3) 夏期休業（8月上旬から8月中旬まで）
- (4) 秋期休業（9月下旬から10月上旬まで）
- (5) 冬期休業（12月下旬から1月上旬まで）
- (6) 春期休業（3月中旬から4月上旬まで）

2 教育上必要であり、かつ、やむを得ない事情があると校長が認めときは、前項の規定にかかわらず、休業日に授業を行うことができる。

3 非常災害その他急迫の事情があると校長が認めるときは、臨時に授業を行わないことができる。

(授業の終始時刻)

第8条 授業の終始時刻は校長が定める。

第3章 教育課程、授業時間数、学習の評価及び教職員組織

(教育課程)

第9条 本学の教育課程及び授業時間数は、次のとおりとする。ただし、ここにいう授業時間数の1単位時間は45分とする。

(1) 【進学コース】

授業科目	内容	週当たり授業時間数
総合 日本語	メインテキストを使用し、内容把握、文法練習、意見発表、短作文練習など、総合的に日本語を学習する。	8時間
読解	レベルに応じた長さ、内容で自然な日本語の文章を読み取る力を養う。また留学試験、日本語能力試験対策も並行して行い、7月期からは私立大学入試対策、10月からは専門学校入	2時間

	試対策も行う。	
聴解	レベルに応じた速さで、内容を把握できるようにする。さらにレベルに応じてノートテイクの練習も行い、中級以上の大量一方向情報にも対応できるように初級時から練習を行う。初級終了後は、留学試験、日本語能力試験対策も始め、試験に間に合うよう対策授業を行う。	2時間
文法練習	レベルに応じ、必要な文法を学習または復習し、確実に身につけるよう練習する。インプットだけで終わるのではなく、産出、運用能力育成までを到達目標とし、初級の時から練習を行う。	2時間
作文	学習した文型を使い、正確なで文章が書けるようにする。初級終了後は日本留学試験の記述問題対策、入試の論文対策等も行う。	2時間
会話練習	日本語で自分の考えを述べたり発表したりできるようになることを目標に、レベルに応じ必要なコミュニケーション能力を養う。10月期、1月期には入試面接練習も行う。	2時間
文字・語彙演習	漢字の音・訓、同音異義語等複雑な日本語の文字表現を習得する。目標数の語彙を習得できるよう練習するとともに、中上級～上級では細かい意味の相違、使い分け等も学習する。	2時間

※ ただし、上記の時間数はレベルにより若干の相違がある。

(学習評価)

第 10 条 学習の評価は、試験成績、平常評価等を総合して決定し、AからEの5段階評価とする。

(教職員組織)

第 11 条 本学に次の教職員を置く。

- (1) 校長
- (2) 主任教員
- (3) 教員 8名以上
- (4) 生活指導担当者 2名以上 (ただし、校長、主任教員、職員等が兼任できる)
- (5) 事務職員 2名以上 (うち専任1名以上)
 - 2 前項のほか、必要な職員を置くことができる。
 - 3 校長は校務をつかさどり、所属教職員を監督する。
 - 4 校長及び主任教員、専任教員、クラス担当、及び生活指導担当者は週1回会議を開き、学生の状況を把握する。
 - 5 必要に応じ、顧問を置くことができる。

第四章 入学、休学、退学、卒業及び賞罰

(入学資格)

第 12 条 本学の入学資格は、次の各号のいずれか該当していること。

- (1) 12 年以上の学校教育またはそれに準じる課程を終了している者
- (2) 原則として年齢が満 18 歳以上の者
- (3) 正当な手続によって日本国への入国を許可される見込みのある者
- (4) 信頼のおける保証人を有する者
- (5) 真に日本での学習の必要性があり、はっきりとした目的意識のある者

(入学時期)

第 13 条 本学への入学は年 3 回とし、その時期は 4 月、7 月及び 10 月とする。

(入学手続)

第 14 条 本学の入学手続は次のとおりとする。

- (1) 本学に入学しようとする者は、本学が定める入学願書、その他の書類に必要事項を記載し、第 20 条に定める入学検定料を添えて、指定期日までに出願しなければならない。
- (2) 前項の手続を完了した者に対して選考を行い、入学者を決定する。
- (3) 本学に入学を許可された者は、指定期日までに第 20 条に定める入学金および必要な書類を添えて、入学の手続きをしなければならない。

(休学・復学)

第 15 条 学生が疾病その他やむを得ない事由によって、3 日以上休学しようとする場合は、その事由及び休学の期間を記載した休学届に、必要な書類を添え申請し、校長の許可を受けなければならない。

- 2 休学した者が復学しようとする場合には、校長にその旨を届け出て、校長の許可を得て復学することができる。

(退学)

第 16 条 退学しようとする者は、その事由を記し、校長の許可を受けなければならない。

(修了・卒業の認定)

第 17 条 校長は、教育課程で定められた各授業科目について第 10 条に定める学習の評価を行い、一定の評価を受けた者に対して該当科目の修了を認定する。

2 校長は、本学所定の課程を修了し、一定の出席率を保った者に対して、卒業証書を授与する。

(褒賞)

第 18 条 校長は、成績優秀かつ他の学生の模範となる者に対して、褒賞を与えることができる。

(懲戒処分)

第 19 条 学生が、この学則その他本学の定める諸規則を守らず、その本分にもとる行為があったときは、校長は該当学生に対して懲戒処分を行うことができる。

2 懲戒処分の種類は、訓告、停学、退学及び除籍の 3 種とする。

3 前項の除籍は、次の各号のいずれかに該当する学生に対してのみ行うものとする。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当な理由なく出席が常でない者
- (4) 学院の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

4 前項の除籍処分を受けた者に対しては、一切の証明書を発行しないものとする。

第 5 章 学生納付金

(学生納付金)

第 20 条 本学の学生納付金は次のとおりとする。

- | | |
|-----------|------------------|
| (1) 入学検定料 | 2 1 0 0 0 円 |
| (2) 入学金 | 3 0 0 0 0 円 |
| (3) 授業料 | 6 2 0 0 0 円 (月額) |
| (4) 施設費等 | 2 4 0 0 0 円 (年額) |

(納入)

第 21 条 学生が在籍中は、出席の有無にかかわらず、授業料を所定の期日までに納入しなければならない。

- 2 学生が休学した場合、前項の規定にかかわらず、その始期に属する月の翌月から授業料を免除することがある。
- 3 特別の事由がある場合、第1項の規定にかかわらず、別に定めるところにより、授業料の全部又は一部を減免することがある。

(滞納)

第22条 学生が、正当な理由なく、かつ所定の手続きを行わずに、授業料を3ヶ月以上滞納し、その後においても納入の見込みがない場合には、校長は該当学生に対して自主退学の勧告、あるいは除籍を命じることができる。

(学生納付金の返還)

第23条 既に納入した学生納付金は、原則として返還しない。

第6条 雜則

(寄宿舎)

第24条 寄宿舎に関する事項は、校長が別に定める。

(健康診断)

第25条 健康診断は、毎年1回、別に定めるところにより実施する。

(細則)

第26条 この学則の施行についての細則は、校長が別に定める。

付 則

この学則は、平成28年4月1日から施行する。

この学則の改定は、平成30年4月1日から施行する。

この学則の改定は、平成31年7月1日から施行する。

この学則の改定は、令和03年4月1日から施行する。

この学則の改定は、令和06年7月1日から施行する。